

おかざきして　こころ
岡崎市手と心でつなぐ
しゅわげんごじょうれい　せいてい
手話言語条例の制定について

1 条例制定の背景

手話は、意思や感情を伝えあい、知識や情報を蓄え、文化や伝統を継承し、憲法が保障する文化的な社会生活を営むための言語として、ろう者の間で大切に育まれてきました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話の使用が制限されてきた過去があることなどから、ろう者にとって多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語であることが位置づけられました。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記されましたが、いまだに手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとは言えず、今でも多くの不便さや不安が生じています。

このことから、ろう者とろう者以外の市民が共生することのできる地域社会の実現のため、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であり、ろう者が音声言語を強要されることなく手話を用いて意思疎通を図る権利があることを広く周知し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる社会の実現を目指すことについて、条例を制定します。

2 手話言語条例の解説

(1) 前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、ろう学校においても口の形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることも難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や平成23年に一部改正された障害者基本法において、手話が言語であると明記されたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、手話が言語であることへの理解の促進及び地域において手話を使用しやすい環境の整備を進めていく必要がある。

ここに、手話が言語であるとの認識の下に手話に対する理解を広げることにより、ろう者であるかどうかにかかわらず、手話を使って心と心でつながり、互いに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

この条例の制定するに至った背景や目指すことについて記しています。

・手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であること。

・手話が言語であるにもかかわらず、手話を使用しやすい環境が整えられてこなかったこと。

・多くの不便や不安を感じながら生活していること。

・条約や法により、手話が言語であると明記されたものの、手話が言語であるとの認識は広がっているとはいえないため、手話が言語であることへの理解の促進と手話を使用しやすい環境の整備を地域においても進めていく必要があること。

・手話が言語であるとの認識の下に手話に対する理解を広げることによって、ろう者であるなしに関わらず手話を使って心と心でつながり、互いに支え合い安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定すること。

(2) 目的

目的

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話言語に対する理解の促進等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、手話言語に対する理解の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条例は、「ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現」を目的としています。

ろう者にとって手話が単なる意思伝達の道具ではなく、音声言語と同じように、他者と関わることで感情を豊かにし、複雑な思考能力を育み、文化的な社会生活を送るための基盤となるものです。

多くの人に手話が言語であることを広く知っていただくとともに、ろう者が手話を使用しやすい環境をつくるため、この条例を制定します。

(3) 定義

定義

第2条 この条例において、「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障がい者をいう。

【解説】

手話言語条例で使用する用語について必要な定義を定めたものです。

(4) 基本理念

(基本理念)

第3条 手話言語に対する理解の促進等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生することのできる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が独自の体系を有する文化的所産であるとの認識の下に行われること。
- (3) ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有することを前提とし、その権利が守られること。

【解説】

「手話が言語であることの理解の促進」と「手話を使用しやすい環境の整備」を進めるにあたって、基本理念の考え方を示したものです。

この考え方とは、以下のとおりです。

・ 1号関係

ろう者は音声情報がないため、日本語を深く理解することに困難が伴い、文字の意味を正確に受け取ることや自分の気持ちを日本語の文章に表すことが不得意な場合があります。ろう者とろう者以外がお互いを理解することが人格と個性を尊重し合うことにつながるものと考えます。

・ 2号関係

手話が単に日本語を手や指等の動きに置き換える手段ではなく、言語としての機能を有しており、ろう者は、手話により意思や感情を伝えあい、知識や情報を蓄え、文化や伝統を継承してきました。こうした手話の文化的な機能について認識することが重要であると考えます。

・ 3号関係

手話の使用が制限されてきた歴史的な背景を踏まえ、ろう者の手話による意思疎通を図る権利が守られることが重要と考えます。

(5) 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解の促進等について必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

第3条の考え方を基本としたうえで、必要な施策を実施することとしています。必要な施策の内容については第7条に規定しています。

(6) 市民の役割

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条例の目的を達成するために、市民が本条例の基本理念について理解し、施策の実現に向け主体的に行動することが重要と考え、このような役割を定めています。

(7) 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

事業者についても、市民同様施策に協力するとともに、市民にとって日常生活の多くの場面で事業者との関わりが不可欠であり、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備が望まれることから、このような役割を定めています。

(8) 施策の推進

(施策の推進)

第7条 市は、手話言語に対する理解の促進等のため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることの啓発に関する施策
- (2) 手話を学び、又は獲得する機会の提供に関する施策
- (3) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (4) 手話通訳者その他の手話による意思疎通を支援する者の養成、派遣及び配置に関する施策
- (5) 災害時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【解説】

市の責務として実施する「手話が言語であることの理解の促進」と「手話を使用しやすい環境の整備」を推進するための施策について規定しています。

第1号では、手話がろう者によって文化的な社会生活を営むために言語として大切に育まれた背景や手話が言語であることについて取り組むことを規定しています。この取組は、職員への研修や市民への出前講座を想定しています。

第2号と第3号では、ろう者が手話を使用して日常生活及び社会生活を送る上で、手話言語により他者との意思疎通や情報を受け取ることができる環境を整備することが必要であることから、手話を学び獲得する機会の提供と手話による情報の発信と取得について規定しています。この取組は、ろう者が手話を使用しやすい環境をつくることにつながるものであり、手話に関する研修会や情報発信に手話を使用することを想定しています。

第4号では、手話通訳者等の人材の養成や派遣及び配置について取り組むことを規定しました。この取組は、ろう者が手話を使用しやすい環境をつくることにつながるものであり、手話通訳者養成講座、手話奉仕員養成講座、手話通訳者派遣事業を想定しています。

第5号では、日常生活又は社会生活以外の災害時においても、手話による情報の取得や意思疎通を支援することを規定しています。

(9) 意見の聴取

(意見の聴取)

第8条 市は、手話言語に対する理解の促進等に関する施策の推進に当たって、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

【解説】

市は、施策の推進と実施に当たって、より高い成果が得られるよう、ろう者やその支援者に意見を聴くこととしています。

(10) 財政措置

(財政措置)

第9条 市は、手話言語に対する理解の促進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

施策の推進のため、健全で実現可能な予算措置の確保に努めることを規定しました。

(11) 委任

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に規定していること以外に必要なことは、別に定めることとします。